第七十二回	三十六億七千五百二十四万円	三十六億七千三百七十七万五千七百八十八円	〃	〃
第七十三回	二十億六千八百六万円	二十億六千七百二十三万六千九十円	〃	〃
第七十四回	十五億九千百七十一万円	十五億九千百七万五千九百六円	〃	〃
第七十五回	二十一億四千百九十三万円	二十一億四千百七万六千七百十二円	〃	〃
第七十六回	二十八億二千五百六十九万円	二十八億二千四百五十六万四千二百九十四円	〃	〃
第七十七回	十五億五千三百六十九万円	十五億五千三百万九千百五十五円	〃	〃
第七十八回	四十二億三千八百九十万円	四十二億三千七百二十二万五百五十七円	〃	〃
第七十九回	二十四億四百八十万円	二十四億三百八十四万千九百八十三円	〃	〃
第八十回	四十九億五千四百七十五万円	四十九億五千二百七十七万六千十一円	〃	〃
第八十一回	四百十八億七千四百二十七万円	四百十八億五千七百六十三万二千二百十九円	〃	〃
第八十二回	八百十九億八千四百五十一万円	八百十九億五千百八十四万五千五百二十七円	〃	〃
第八十三回	二千万円	千九百九十九万八百九十二円	〃	〃
第八十五回	百五十万円	百四十九万九千四百九十一円	〃	〃
第八十六回	千四百万円	千三百九十九万五千九百八円	〃	〃
第八十八回	七十万円	六十九万九千八百五十一円	〃	〃
第八十九回	四百五十万円	四百四十九万八千九百三十四円	〃	〃
第九十回	千六百五十万円	千六百四十九万六千八百六十九円	〃	〃
第九十一回	千百九十万円	千百八十九万八千百七十五円	〃	〃
第九十四回	三億千八百二十三万円	三億千八百二十二万七千四百円	〃	〃
第八百一回	二億二千九百九十万円	二億二千九百八十万八千四百四十四円	〃	〃

○財務省告示第八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条の規定に基づき、同法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国並びに同条第二項の規定に基づき同条第三項に規定する特恵関税の便益を与えない物品等について次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特恵受益国等は、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガーナ、カーボヴェルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、スワジランド、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントビンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タイ、タジキスタン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）、チュニジア、ツバル、トーゴ、トケラウ諸島地域、ドミニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、パナマ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、パラグアイ、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、米領サモア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マレーシア、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、モントセラト地域、ヨルダン、ヨルダン川西岸及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノンとする。

二　法第八条の二第二項の規定に基づき同条第三項に規定する特恵関税の便益を与えない同条第一項に規定する特恵受益国等、物品及び当該物品に当該便益を与えない期間は、次の表のとおりとする。

項名	特恵受益国等	物品	期間
一	(一)　アルゼンチン	一〇〇七・九〇―〇九〇	平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	(二)　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	〇六〇四・二〇―〇〇〇 一二一一・九〇―七九〇 一四〇四・九〇―四九九	

〃	〃	〃	第八百二回	八千六百十万円
〃	〃	〃	第八百三回	六千万円
〃	〃	〃	第八百四回	七千七百万円
合計				二千七百四十一億八千七百二十三万円
				八千六百六万五千七百十円
				五千九百九十七万六千百二円
				七千六百九十六万九千三百三十六円
				二千七百四十億七千六百三十四万四千五百五十七円